

資料9

平成30年7月20日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成29年11月1日から平成30年6月30日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	2	7
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	3	3
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為	1	1
9 その他不正な行為		
計	6	11

2 指名停止一覧(平成29年11月1日～平成30年6月30日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別
1	株式会社コタニ	平成29年12月22日から	平成30年6月21日まで	(6か月) 5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるため。	区内	物品
2	株式会社そごう・西武 商事部	平成30年2月1日から	平成30年4月30日まで	(3か月) 2 契約に関する違法行為 平成30年1月12日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	物品
3	東洋物産株式会社	平成30年2月1日から	平成30年7月31日まで	(6か月) 2 契約に関する違法行為 平成30年1月12日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	物品
4	株式会社大丸松坂屋百貨店 上野店	平成30年2月1日から	平成30年7月31日まで	(6か月) 2 契約に関する違法行為 平成30年1月12日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	物品
5	株式会社大和田組	平成30年3月29日から	平成30年12月28日まで	(9か月) 5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるため。	区外	物品
6	タイヨーライフ株式会社	平成30年4月23日から	平成31年4月22日まで	(12か月) 8 不誠実な行為 落札後、正当な理由なく契約を締結しないため。	区外	物品

7	福田道路株式会社 東京本店	平成30年5月1日から 平成31年1月31日まで	(9か月)	2 契約に関する違法行為 平成30年3月28日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	工事
8	鹿島道路株式会社 東京支店	平成30年5月1日から 平成30年10月31日まで	(6か月)	2 契約に関する違法行為 平成30年3月28日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	工事 物品
9	東亜道路工業株式会社 東京支店	平成30年5月1日から 平成31年1月31日まで	(9か月)	2 契約に関する違法行為 平成30年3月28日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	工事 物品
10	世紀東急工業株式会社 東京支店	平成30年5月1日から 平成31年1月31日まで	(9か月)	2 契約に関する違法行為 平成30年3月28日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として、排除措置命令を受けたため。	区外	工事 物品
11	株式会社 秀光	平成30年6月22日から 平成31年3月21日まで	(9か月)	5 契約違反 契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるため。	区外	物品